

議案第 6 0 号

大野市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱案

令和 3 年 8 月 3 0 日 提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市内の保育所等における業務の I C T 化を推進することにより、保育士等が働きやすい環境を整備するために要する費用の一部を補助する補助金交付要綱を制定するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年 月 日

大野市教育委員会

大野市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市内の保育所等における業務のICT化を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するために要する費用の一部を補助することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の対象とする施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、大野市内に所在する保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育所等が保育士の業務負担を軽減するため、次に掲げる全ての機能を有するシステムの導入に要する初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）とする。

- (1) 保育に関する計画及び記録に関する機能
- (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- (3) 保護者との連絡に関する機能

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、保育所等1箇所当たり750,000円を上限とする。ただし、補助対象経費が1,000,000円を下回るときは、当該金額に4分の

3 を乗じて得た額とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第5条第1項に規定する書類のほか、保育業務支援システム導入実施計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類のほか、保育業務支援システム導入実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

保育業務支援システム導入実施計画書

大野市長 様

申請者 施設所在地

施設名称

代表者職・氏名

1 施設名称		
2 施設の所在地		
3 事業内容		
4 導入に要する費用	(1) システム導入費	円
	(2) 備品等購入費	円
	(3) 合計額	円
5 添付書類	(1) 見積書の写し (2) システムに搭載されている機能等を確認できる資料	

様式第2号（第6条関係）

保育業務支援システム導入実績報告書

大野市長 様

申請者 施設所在地

施設名称

代表者職・氏名

1 施設名称		
2 施設の所在地		
3 事業内容		
4 導入に要した費用	(1) システム導入費	円
	(2) 備品等購入費	円
	(3) 合計額	円
5 添付書類	(1) 領収書の写し (2) 納品書の写し (3) システムに搭載されている機能等を確認できる資料 (4) 導入が確認できる写真	